

## 医師の立場から 医師事務作業補助者に期待する！

2016年4月診療報酬改定で、医師事務作業補助者による「電子カルテの代行入力」が医師事務作業補助体制加算の要件に加わりそうだ。2016年度の診療報酬改定を議論している中央社会保険医療協議会（中医協）で、厚生労働省は「医師が患者の診療中に行う文書作成の補助に限っては実施の場所を問わず医師事務作業補助体制加算の対象に含める」という提案を行っている。具体的には医師事務作業補助者が行う文書作成の補助の例としては、「診療録の代行入力」と「診断書作成補助」をあげている。

さて、私も国際医療福祉大学の本校で毎週2回の外来を行っている。大勢の患者を診察しなければならない外来診療には、医師事務作業補助者の手助けが本当に必要だ。電子カルテが導入される前の「手書きカルテ」「手書き処方せん」「手書き検査伝票」のときは、後ろを振り向けば看護師さんがそばにいてくれて、何くれとなく手助けしてくれたものだ。ところが電子カルテが導入されてからは、診療録の入力から、処方、検査オーダー、次回の診察予約まで一人で黙々と入力するようになった。

はじめて電子カルテが導入され、外来の電子カルテの前に座ったとき、まるで自分が「ワンマンバスの運転手」になったような気がした。とにかく、すべてを自分で行わなくては前に進めない。「次回のCT予約おねが〜い、次回の診察予約おねが〜い」と後ろを振り向いても誰も手助けしてくれない。車掌さんのいないワンマンバスの運転手さんの孤独が痛いほど分かった。

こんなとき医師事務作業補助者が隣に居てくれて、電子カルテの代行入力や検査オーダーの代行入力をしてくれたら、どれほど助かることかと思う。医師事務作業補助者が救世主のように思えるだろう。そして、医師事務作業補助者に代行入力をしてもらっている間、医師は患者さんの訴えを良く聞き、身体所見も丁寧に診ることができる。

本書「医師事務作業補助者 電子カルテ代行入力入門」は、冒頭に述べたように2016年4月から始まる電子カルテの代行入力の診療報酬評価にあわせて、タイムリーに出版された本である。医師事務作業補助者の皆さん、ぜひ本書を片手に電子カルテの代行入力を外来や病棟でお願いしたい。それによって医師の外来診察時間や病棟の診察時間にゆとりが生まれて、より多くの患者さんを診ることができ、しかも診療レベルも上がることだろう。これは忙しい勤務医にとっては何よりの助けになる。そして、それが患者さんの幸せにもつながる。医師の救世主たる医師事務作業補助者の皆さん、本書を片手に電子カルテの前に、そして医師の隣に座ってほしい。

2015年12月東京赤坂で

国際医療福祉大学大学院教授 武藤正樹

---

## 事務の立場から 代行入力「基本」を知るための入門書

病院勤務医の負担軽減策として2008年に医師事務作業補助体制加算が設けられ、医師事務作業補助者を採用する病院が急増しました。勤務医が最も負担とを感じる業務は書類作成であったことから、各病院ではまず「診断書等文書の代行作成」が医師事務作業補助者の基本業務となり、普及していきました。この間、医師事務作業補助者の導入効果が多く学会や研究会などで発表され、医師事務作業補助者が医師の負担軽減に大いに貢献していることが示されてきました。さらに、厚生労働省の調査においても、医師事務作業補助者導入による勤務医の負担軽減効果は大変高いとの評価が示され、これらが診療報酬改定の度に加算点数が上がってきた根拠であろうと推測されます。この成果は、全国の医師事務作業補助者が積極的に業務の開拓に取り組んできた賜であり、大変喜ばしいことと受けとめています。

さて、医師事務作業補助業務の次のステップとして「外来および病棟での電子カルテの代行入力業務」が挙げられます。「電子カルテの代行入力業務」と一口に言っても、内容は診療科の特性によってさまざまであり、遵守しなければならない規則も多々あります。新しい職種による新しい業務であることから、医師も医師事務作業補助者も「このやり方でいいのだろうか?」という疑問にぶつかり、迷いながらの業務になっているのではないかと推察されます。代行入力は、間接的ではありますが医師事務作業補助者が診療にかかわることになりますので、実務者自身が法律やガイドラインを熟知して業務にあたる必要があります。あわせて、代行入力業務を開拓・普及していくうえで、「代行入力業務の基本の考え方」を押さえておくことも重要です。

本書は、代行入力に関する「最新のルール」と、その「根拠と考え方」が分かりやすく説明されていますので、学ぶには大変適した書籍です。電子カルテの代行入力業務は、将来的には医師事務作業補助者の基本スキルになっていくと考えられますので、ぜひともお手元に置いていただき、正しい業務を行うための参考にしていただきたく推薦いたします。

医師事務作業補助者が自信とやりがいを持って代行入力業務にあたるようご尽力された著者の深津博先生に、深く感謝いたします。

2016年1月

医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院 診療支援部 副部長  
NPO 法人 日本医師事務作業補助研究会 理事長  
矢口智子

## はじめに

2008年4月に医師事務作業体制加算<sup>(1)</sup>が診療報酬改定で認められて以来、数回の増額改訂を経て、医師事務作業補助者は急性期の病院の業務を担う職種として、定着した感がある。

医師事務作業補助者は医療経験がない個人がほとんどであることから、厚生労働省ではOJTに加え32時間の基礎知識習得のための講習を義務づけているが、非常に高度化し、また日進月歩である医療分野において、これだけの初期講習では当然十分とは言えない。

しかるに医師事務作業補助者がさらなる勉強・研修の場を求めようにも、現状ではそのような機会が十分に提供されているとは言い難い。

多くの医療機関では医師事務作業補助者の職務として、生命保険等の依頼文書や地域連携関連の書式の記載を担当させているが、医療現場における特に医師からは、外来や病棟の診療補助、診療録等の代行人力を求める声が大きくなってきている。

本書は上記のような状況を鑑み、すでに一定以上の実務経験を有し依頼文書の作成を行うことができる医師事務作業補助者が、さらなるステップアップを目指す際に、習得すべき知識やスキルを網羅的に提示している。

本書では厚生労働省が医師事務作業補助者の業務として認定している内容のうち、実際に医療現場で医師が期待する度合いが高いと思われる業務内容を中心に上げた。したがって、がん登録や行政システムへの入力、医局における秘書業務等については、あえて詳述していない。これらについては別書を参照されたい。

本書が医師事務作業者のスキルアップに貢献し、医師の業務補助の効果がより高まることを期待するものである。

2016年1月

愛知医科大学医学部附属病院  
医療情報部 特任教授  
医学博士 深津 博  
(日本医療コンシェルジュ研究所 代表)

# 第1章

## カルテ（診療録）の書き方

## 1. カルテの成り立ち

診療録とは、一般的に患者単位の診療に関する情報をまとめた記録であり、氏名・住所・生年月日等の患者基本情報、医師記録・手術記録・看護記録・実施記録等の診療記録、検査結果、報告書・診断書・証明書等の付帯情報、レントゲン写真等の紙のカルテには綴じることのできない別資料の総称を指す。

医師をはじめとする医療従事者が医療業務を行った際の記録をして、患者単位で時系列の記録が残されることにより、その後の継続治療等がスムーズかつトラブルなく行われるための基本的な記録と位置づけられる。カルテは医師法 24 条<sup>(2)</sup>により 5 年間保管が義務づけられている。

## 2. 電子カルテの登場

電子カルテとは、「従来、医師・歯科医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みのこと」と定義づけることができる。

電子カルテの場合は、レントゲン写真等の情報も、一つのシステム内で表示・閲覧することが可能であり、別管理は不要となる。

電子カルテというコンセプトは 1960 年代から米国で議論されてきた比較的長い歴史のあるものである。実際の導入はコンピュータやネットワーク等の普及が進んだ 1990 年代前半から米国を中心に始まっている。

我が国においては 1990 年代後半から電子カルテ化の機運が盛り上がり、2000 年代から実際の導入が行われた。

その際に法的整備として行われたのが「電子保存の三原則」<sup>(3)</sup>と呼ばれるルールである(図表 1)。

これらのうち、医師事務作業補助者が業務を行ううえで、常に意識する必要があるのは真正性である。

現在、電子カルテとして市販されているすべてのシステムは、業務として記載・記録を行った場合に、「いつ」「誰が」「どのような資格・権限をもってその行為を行ったか」が、明確に記録される機能を有している。この記録を「ログ」と呼び、後日改竄や誤消去等の疑義が生じた場合に、その履歴を明確にたどることができるものである。

したがって、電子カルテにログインして利用する際には、自分の閲覧・記載等の行為は、行為ごとにすべて記録されていることを意識すべきであると言える。

2014 年に宮城県の市民病院で派遣社員である医師事務作業補助者が、同院を受診中だった同僚の家族のカルテを興味本位に閲覧したという事例が発生したが、この際「誰が、いつ当該カルテを閲覧したのか」はログの解析で明確に特定されている。

したがって、業務目的ではないカルテの閲覧は厳に慎むべきであるし、業務目的の場合も、業務に関係ない記載等を行わないように留意する必要がある。

図表 1 電子保存の三原則

### a) 真正性 (しんしょうせい)

書き換え、消去・混同、改ざんを防止すること。作成者の責任の所在を明確にすること

### b) 見読性 (けんどくせい)

必要に応じ肉眼で見読可能な状態にできること。ただちに書面に表示できること

### c) 保存性 (ほぞんせい)

法令に定める保存期間内、復元可能な状態で保存すること

# 第5章

## 用語集

日本語読み 日本語表記	英語表記	英語略語	属性	意味
			領域	
(あしの) きせつこつ (足の) 基節骨	Proximal phalanx		臓器・組織・器官名 下肢	第一から第五まで存在
(あしの) ちゅうせつこつ (足の) 中節骨	Middle phalanx		臓器・組織・器官名 下肢	第二から第五まで存在（第一は欠損）
(あしの) まっせつこつ (足の) 末節骨	Distal phalanx		臓器・組織・器官名 下肢	第一から第五まで存在
(かたかんせつ) けんぼん (肩関節) 腱板	Rotator cuff		臓器・組織・器官名 上肢	肩関節を包む4つの腱（棘上筋腱、棘下筋腱、肩甲下筋腱、小円筋腱）から構成する構造
(けんこうこつ) きゅうがい かんせつしんそんしょう (肩甲骨) 臼蓋関節唇損傷	Acetabular labral tear		病名・病態 上肢	肩甲骨臼蓋の周囲を補強する線維軟骨である関節唇の損傷
(しゃっこつ)の) けいじょうとつき (尺骨)の) 茎状突起	Styloid process		臓器・組織・器官名 上肢	尺骨遠位端の骨性の突起物
(ての) きせつこつ (手の) 基節骨	Proximal phalanx		臓器・組織・器官名 上肢	第一から第五まで存在
(ての) しゅうじょうこつ (手の) 舟状骨	Scaphoid		臓器・組織・器官名 上肢	近位列の手根骨の一つ
(ての) しゅうじょうこつえし (手の) 舟状骨壊死	Navicular bone necrosis		病名・病態 四肢	舟状骨骨折後に二次的に起こることが多い
(ての) ちゅうせつこつ (手の) 中節骨	Middle phalanx		臓器・組織・器官名 上肢	第二から第五まで存在
(ての) まっせつこつ (手の) 末節骨	Distal phalanx		臓器・組織・器官名 上肢	第一から第五まで存在
にゅうせんせいせいせんしゅ (乳腺) 線維腺腫	Fibroadenoma	FA	病名・病態 胸部	性成熟期の女性の乳房に発生する良性乳腺腫瘍
(ひじの) がいそくそくふくじんたい (肘の) 外側側副靭帯	Lateral collateral ligament of elbow joint		臓器・組織・器官名 上肢	肘関節の外側を補強する靭帯
(ひじの) ないそくそくふくじんたい (肘の) 内側側副靭帯	Medial collateral ligament of elbow joint		臓器・組織・器官名 上肢	肘関節の内側を補強する靭帯
まやく (医療用) 麻薬	Medical drugs		薬品	癌性疼痛対策や強い鎮咳効果を得るために用いられる麻薬